

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前三公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ

本法ニ於テ懲役（旧刑法ノ懲役ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十一条定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮（旧刑法ノ禁錮ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条二定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留（旧刑法ノ拘留ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条二定メタル拘留ヲ謂フ

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト旧刑法ノ主刑トヲ対照シ刑法第十条ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑 旧刑法ノ刑

死刑 罰金

無期懲役 拘留

有期禁錮 罰金

科料 拘留

無期徒刑 罰金

有期流刑 拘留

有期徒刑、重禁錮 罚金

有期懲役、輕禁獄 罚金

有期禁錮 罚金

死刑 罰金

無期懲役 罚金

有期禁錮 罚金

有期徒刑、輕禁獄 罚金

有期懲役、重禁獄 罚金

有期禁錮 罚金

死刑 罰金

無期懲役 罚金

有期禁錮 罚金

有期徒刑、重禁獄 罚金

有期懲役、輕禁獄 罚金

有期禁錮 罚金

死刑 罰金

無期懲役 罚金

有期禁錮 罚金

有期徒刑、重禁獄 罚金

有期懲役、輕禁獄 罚金

有期禁錮 罚金

死刑 罰金

無期懲役 罚金

有期禁錮 罚金

有期徒刑、重禁獄 罚金

有期懲役、輕禁獄 罚金

有期禁錮 罚金

死刑 罰金

無期懲役 罚金

有期禁錮 罚金

第九条 刑法施行前三犯シタル数罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ数罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テ刑法施行前ニ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ数罪俱発ニ閑スル規定ニ依リテ定マリタルノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ閑スル規定ニ准用ス前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ニ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其数罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ閑スル規定ヲ適用ス

第十条 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ閑スル規定ヲ准用ス

第十二条 第七条第一項各号ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ閑スル規定ヲ准用ス

第十三条 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ労役場ニ留置スル場合ニ於テハ検察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ

第十四条 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ准用ス前項ノ場合ニ於テハ第二条及ヒ明治十四年第八十一号布告第一条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十五条 旧刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期満免除ニ閑スル規定ニ從フ

第十六条 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ准用ス前項ノ場合ニ於テハ第二条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十七条 刑法施行前仮出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ前項ノ場合ニ於テハ第二条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十八条 刑法ノ仮出獄ニ閑スル規定ヲ准用ス

第十九条 刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八条及ヒ第三十条ノ規定ヲ准用ス但留置ノ日数ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八条ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十条 剥奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニシタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ左ノ例ニ依ル

第二十一条 一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ閑スル規定ヲ准用ス

第二十二条 二 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ数罪俱発ニ閑スル規定ニ依ル

第七条 左ニ記載シタル者刑法施行前ニ付キ併合罪ニ閑スル規定ニ依リ主刑ヲ該ル罪ヲ犯シタル者ニ付キストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ閑スル規定ヲ准用ス

第八条 一 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相当スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラレタル者

二 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相当スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラレタル者

レ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相当スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六条第三項ノ規定ハ数罪俱発ニ閑スル規定ニ依リ处断セラレタル者ニ之ヲ准用ス

ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク外

ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク外

ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ閑スル規定ヲ准用ス

第二十三条 前条ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ閑スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ閑スル規定ニ從フ

第二十四条	明治二十二年法律第二十八条号及ヒ明治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス
第二十五条	旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス
刑法第八条ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ関スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス	
第二十六条	左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ
一 削除	
二 削除	明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪
三 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪	
四 船舶法ニ掲ケタル罪	
五 船員法ニ掲ケタル罪	
六 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ掲ケタル罪	
七 船舶検査法ニ掲ケタル罪	
八 戸籍法ニ掲ケタル罪	
九 船員法ニ掲ケタル罪	
第二十七条	左ニ記載シタル罪ハ刑法第三条ノ例ニ從フ
一 著作権法ニ掲ケタル罪	
二 削除	
三 移民保護法ニ掲ケタル罪	
第二十八条	人ノ資格其他ノ事項ニ関シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ変更セラルコトナシ
做ス	
前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス	
前条ニ該当セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス	
第三十条	死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス
第三十一条	前条ニ該当セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス
第三十二条	前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
第三十三条	拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス
罪ハ之ヲ罰ス	
第三十四条	他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂
前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス	
第三十五条	死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノト看做ス
ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス	
第三十六条	前条ニ該載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用二付テハ旧刑法ノ公權ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス
前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス	
第三十七条	六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス
ノト看做ス	
第六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス	
ノト看做ス	
六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス	
ノト看做ス	
六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス	
ノト看做ス	
第三十七条	他ノ法律中旧刑法第三十一条又ハ第三十三条ノ規定アル為メ人ノ資格ニ関シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一条及ヒ第三十三条ノ規定ハ人ノ資格ニ関シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第五十三条	刑法第五十二条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為ス可シ
前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得	
第五十四条	刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時二判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ
第五十五条	刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス
第五十六条	上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得
第五十七条	刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為ス可シ
第五十八条	前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ得
第五十九条	明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス
第六十条	私訴ハ公訴ニ附帯スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
第六十一条	第六十一条 犯物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為ス可シ
附 則	本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
刑法附則	刑法附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス
附 則	(明治四年三月八日法律第四号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(明治四年三月七日法律第五三号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(大正五年三月七日法律第一五号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(昭和二年四月一日法律第七一号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(昭和二年四月一日法律第四七号) 抄
附 則	本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則	(昭和二年八月一日法律第七二号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(昭和二年四月一日法律第六一号) 抄
附 則	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則	(昭和二年四月一六日法律第六一號) 抄
第一条	第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。
附 則	(施行期日)
第一条	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄
附 則	(施行期日)
附 則	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	第二条 他ノ法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(令和三年六月一日法律第六一號) 抄

(施行期日)
第一条

この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

附則

(令和四年六月一七日法律第六八号)抄

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

各号に定める日から施行する。

五百九条の規定

公布の日

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該